

広島県告示第四百七十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成三十年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成三十年九月一日

二 存続期間

免許の日から平成三十五年八月三十一日まで

三 申請期間

平成三十年五月二十八日から平成三十年七月十五日まで

四 公示番号

区第二百十四号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	一月一日から二月三十一日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

江田島市大柿町大君明神鼻地先

(2) 区域

次のアイ、イウ、ウエを結んだ三直線とエアを距岸十メートルで結んだ線とによつて囲まれた区域。

基点一 大君まちが鼻南側埋立地南西側付け根から護岸沿い南へ百七十五メートルの所

基点二 明神鼻から西へ一番目の護岸階段西側付け根

ア 一から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線と距岸十メートルの線との交点

イ 一から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上五十メートルの所

ウ 二から猿ヶ鼻を見通す線上五十メートルの所

エ 二から猿ヶ鼻を見通す線と距岸十メートルの線との交点

六 地元地区

江田島市大柿町